

災害弔慰金のご案内

1. 対象

平成23年3月11日現在、田村市内に住所を有した方で、震災（家屋の倒壊など）により、亡くなられた方、または、震災時の避難生活による体調悪化や震災による傷病の悪化などで亡くなられた方（災害関連死）のご遺族

2. 支給額

- ・ 生計維持者が亡くなられた場合 500万円
- ・ その他の方が亡くなられた場合 250万円

3. 支給遺族の範囲・順位

- ① 配偶者
- ② 子
- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹（①～⑤の遺族がいない場合、同居又は生計を同じくしていた場合）

4. 提出書類

- ① 災害弔慰金支給調査票
- ② 経過票（なるべく詳細に記入してください）
- ③ 死亡診断書（死体検案書）の写し
- ④ 死亡者と遺族の続柄が分かる戸籍謄本
- ⑤ 震災から死亡までの経過が分かるもの
- ⑥ 既往症があった場合、初診日及び診療中の経過が分かるもの（医師の診断書）
- ⑦ 田村市災害弔慰金同意書

5. その他

- ① 申請に要する諸費用については、自己負担となります。
- ② 提出書類の受領後、田村市災害弔慰金支給審査委員会にて審査を行い、市より支給・不支給決定について通知させていただきます。
- ③ 田村市が調査を行うにあたり、ご遺族の方々に照会させていただく場合がございます。

6. お問い合わせ先 田村市社会福祉課 電話 0247-81-2273